

令和4年稲敷市農業委員会第1回総会

〔1月11日〕

-
- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
日程 4 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
日程 5 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程 6 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定, 移転の許可について
日程 7 議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定, 移転の許可について
日程 8 議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付について
日程 9 議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)
日程10 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (中間管理事業)
日程11 議案第6号 稲敷市農用地利用配分計画 (案) に対する意見決定について (中間管理事業)
日程12 議案第7号 稲敷市農業委員会委員の辞任について
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 報告第4号
日程 6 議案第1号
日程 7 議案第2号
日程 8 議案第3号
日程 9 議案第4号
日程10 議案第5号
日程11 議案第6号
日程12 議案第7号
-

出席委員

1番	墳本典勇君	11番	山下恭一君
2番	山口幸一君	12番	野口克行君
3番	横田悌次君	13番	山口和彦君
4番	遠藤一行君	14番	篠崎惣壽君
5番	村山文雄君	16番	高須一郎君
6番	木内昌秀君	17番	篠崎文夫君

7番	吉田武君	18番	川島昇君
8番	内田和新君	19番	根本脩君
10番	黒田和夫君		

欠席委員

9番	宮本信夫君	15番	関口邦子君
----	-------	-----	-------

出席説明員

農業委員会事務局長	根本大君
農業委員会事務局長補佐	谷部義也君
農業委員会事務局長係長	田中孝男君
農業委員会事務局主幹	平沢心平君

午後1時57分開会

○農業委員会事務局長（根本大君） 令和4年1月の稲敷市農業委員会総会を開催させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（根本脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。御協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は17名です。欠席委員は、9番宮本委員、15番関口委員の2名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。

お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は5番村山文雄委員、6番木内昌秀委員の両名を指名をいたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（根本脩君） それでは、審議に入ります。

報告第1号「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題とい

たします。

事務局より報告をお願いをいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 議案書1ページをお開き願います。

報告第1号「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」報告いたします。

7件でございます。合わせまして、田21筆、36,455㎡について、農業経営基盤強化促進法第7条の規定に基づく農地売買事業により茨城県農林振興公社へ売買したものであります。よろしく御承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局より説明をさせていただきました。これは報告事項でございますので、御承認よろしくをお願いをいたします。

日程3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いをいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」報告いたします。

議案書3ページ、4ページの5件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。4ページの受理番号5番につきましては、被相続人が2名おりますが、それぞれ持分2分の1だったものを併せて相続したのになります。取得日につきましては近い方を記載しております。

また、いずれの権利取得者も自作や作業委託により耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。よろしく御承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局より説明をさせていただきました。これも報告事項でございますので、御承認よろしくをお願いをいたします。

日程4 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いをいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」報告いたします。

議案書5ページになります。

受理番号1番は、江戸崎字新山 畑1筆，575㎡について、譲受人が自己住宅として利用するものであります。

受理番号2番は、江戸崎字新宿下 畑1筆，2，245㎡について、譲受人が駐車場及び資材置場として利用するものであります。よろしく御承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局より説明をさせていただきました。これも報告事項でございますので、御承認よろしくをお願いいたします。

日程5 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 議案書6ページから8ページの14件になります。

6ページの受理番号1番から5番につきましては、双方からの合意解約によるものであります。7ページ、8ページの受理番号6番から14番は、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきましては、合意解約するものであります。よろしく御承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

この件につきましても報告事項でございますので、御承認をよろしくをお願いいたします。

日程6 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。

なお、受理番号8番につきましては、議事参与の制限に該当し、受理番号9番につきましては、関連する案件がありますので、議案第2号で一括して審議いたします。

受理番号7番までについて、事務局の説明をお願いいたします。

平沢主幹。

○農業委員会事務局主幹（平沢心平君） 9ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」

受理番号1番から7番でございます。

売買による所有権移転1件、贈与による所有権移転3件、交換による所有権移転2件、使用貸借権の設定1件でございます。

受理番号1番 桑山字境町 田2筆，4，498㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため、使用貸借権の設定をするものでございます。

受理番号2番 結佐字流作 田11筆, 畑2筆, 15, 863㎡についてでございますが, 受人が父より受贈するものでございます。

受理番号3番 阿波崎字阿波崎 田1筆, 1, 439㎡

受理番号4番 阿波崎字孫八 田2筆, 1, 698㎡についてでございますが, 耕作便利のため, 農地を相互に交換するものでございます。

受理番号5番 阿波字阿波 外3地区, 田24筆, 18, 975㎡

受理番号6番 甘田字南 外4地区 田9筆, 畑1筆, 22, 030㎡についてでございますが, 受人が父より受贈するものでございます。

受理番号7番 太田字浮添 外2地区, 田3筆, 12, 345㎡についてでございますが, 農地中間管理機構が行う特例事業により, 受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

調査結果は報告書のとおりで, 農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり, 受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお, 添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。

議案第1号受理番号1番から7番までの説明は以上です。

○議長(根本 脩君) ただいま事務局の説明が終わりました。

これより調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番について, 篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○14番(篠崎惣壽君) 14番篠崎です。受理番号1番について報告いたします。

受人は, 主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は, トラクター2台, 田植機1台, コンバイン1台, 播種機1台, 軽トラック1台を所有しております。農業従事日数は250日, 経営面積は240アールです。調査の結果, 受人は農地の権利取得の要件を満たしており, 報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

続きまして, 受理番号2番について, 木内委員より報告をお願いいたします。

○6番(木内昌秀君) 6番木内です。受理番号2番について, 報告いたします。

1月6日に坂本推進委員と受人の調査をし, 申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は, 主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は, トラクター, 田植機, コンバイン, 乾燥機, 軽トラックを各1台所有しております。農業従事日数は200日, 経営面積は405アールです。調査の結果, 受人は農地の権利取得の要件を満たしており, 報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

続きまして, 受理番号3番から6番について, わたくし根本より報告いたします。

19番根本です。受理番号3番について報告いたします。

1月8日に黒田推進委員と受人の調査をし, 申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は, 主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は, トラクター1台, 田植機1台, コンバイン1台を所有しております。乾燥調製は委託です。農業従事日数は240日, 経営面積は193アールです。調査の結果, 受人は農地の権利取得の要件を満たしており, 報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

続きまして、受理番号4番について報告いたします。

1月8日に黒田推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、トラック1台を所有しております。農業従事日数は240日、経営面積は286アールです。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

続きまして、受理番号5番について報告いたします。

1月8日に鳥羽推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、トラック1台を所有しております。農業従事日数は300日、経営面積は929アールです。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

受理番号6番について報告いたします。

1月8日に鳥羽推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、トラック1台を所有しております。農業従事日数は270日、経営面積は929アールです。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

受理番号7番については、農地中間管理機構が行う特例事業による案件のため、調査報告を省略いたします。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長(根本 脩君) それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了をいたします。

これより議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」の受理番号7番までを採決いたします。

本案は、申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定をいたしました。

続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」の受理番号8番を議題といたします。

本件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に、川島委員が該当いたしますので、18番川島委員の退室を求めます。

〔18番川島昇君退室〕

○議長(根本 脩君) それでは、事務局の説明をお願いします。

平沢主幹。

○農業委員会事務局主幹（平沢心平君） 12ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」

受理番号8番でございます。売買による所有権移転1件でございます。

受理番号8番 太田字下中郷 田2筆, 5, 946㎡についてでございますが、農地中間管理機構が行う特例事業により、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

調査結果は、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。

議案第1号受理番号8番の説明は以上です。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

本件は、農地中間管理機構が行う特例事業による案件のため、調査報告を省略いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了をいたします。

これより議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」の受理番号8番を採決いたします。

本案は、申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定をいたしました。

18番川島委員の入室を許可します。

〔18番川島昇君着席〕

日程7 議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。

受理番号9番につきましては、後程一括で審議いたしますので、受理番号8番までについて、事務局の説明をお願いします。

田中係長。

○農業委員会事務局係長（田中孝男君） 13ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」でございます。

受理番号1番 沼田字神田 畑2筆, 1, 319㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電、310ワットパネル360枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンス等で囲い被害防除する計画で、経済産業省の事業計画認定等の協議も了しております。

受理番号2番 沼田字中山 畑1筆, 166㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。申請人は、隣接

地で防音装置に係する事業を営んでおりますが、受注増加等にもない工場敷地内だけでは、防音パネルの保管場所が不足していることから、資材置場用地を拡張したく申請に及んだものでございます。

受理番号3番 椎塚字大道 畑1筆、378㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や宅地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。申請人は、現在、実家にて生活をしておりますが、将来を考え自己住宅を建築するものでございます。事業計画は、木造平屋建て103.34㎡の自己住宅を建築し、取水は水道、汚水・雑排水は下水道へ放流する計画です。

受理番号4番 椎塚字原畑 畑1筆、458㎡で転用目的は太陽光発電、355ワットパネル162枚設置。

受理番号5番 高田字西ノ内 畑6筆、1,336㎡で転用目的は太陽光発電、310ワットパネル360枚設置。

受理番号6番 犬塚字岡ノ山 畑1筆、2,039㎡についてですが、全体事業計画が2,337㎡で転用目的は太陽光発電、310ワットパネル360枚設置。

受理番号7番 東大沼字谷畑 畑2筆、1,349㎡で転用目的は太陽光発電、310ワットパネル360枚設置。

受理番号8番 江戸崎字荒匂 畑1筆、1,676㎡で転用目的は太陽光発電、310ワットパネル360枚設置。

受理番号4番から8番については、土地改良区域外で周囲を山林や宅地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンス等で囲い被害防止する計画で、経済産業省の事業計画認定等の協議も了しております。

これで、議案第2号受理番号1番から8番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

引き続きまして、調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番2番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○5番（村山文雄君） 5番村山です。受理番号1番2番について、去る6日、根本推進委員、木野内推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、受理番号1番については、太陽光発電施設用地、受理番号2番については、資材置場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号3番から5番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○14番（篠崎惣壽君） 14番篠崎です。受理番号3番から5番について、去る6日、藤巻推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、受理番号3番については、自己用住宅用地、受理番号4番5番については、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしく

御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君）ありがとうございました。

続きまして、受理番号6番について横田委員より報告をお願いをいたします。

○3番（横田悌次君）3番横田です。受理番号6番について、去る6日、古渡推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君）ありがとうございました。

続きまして、受理番号7番について、山口和彦委員より報告をお願いをいたします。

○13番（山口和彦君）13番山口です。受理番号7番について、去る6日、中沢推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君）ありがとうございました。

続きまして、受理番号8番について、山下委員より報告をお願いをいたします。

○11番（山下恭一君）11番山下です。受理番号8番について、去る6日、清原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君）ありがとうございました。

以上で、調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君）それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終了をいたします。

これより議案第2号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」の受理番号1番から8番までを採決をいたします。

本案は、申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君）ありがとうございました。賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定をいたしました。

続きまして、議案第1号の受理番号9番と議案第2号の受理番号9番が、所在と申請人が同一の、営農型太陽光発電施設設置のための申請でありますので、一括議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

田中係長。

○農業委員会事務局係長（田中孝男君） 12ページをお開き願います。

議案第1号 受理番号9番 桑山字境町 田2筆, 1, 448.82㎡についてですが, 農地法第3条, 営農型太陽光発電施設設置のための地上権設定でございます。

次に14ページをお開き願います。

議案第2号 受理番号9番 桑山字境町 田2筆, 0.51㎡につきましては, 申請人が営農型太陽光発電施設用地としてパネル設置のための支柱部分を一時転用するものでございます。

申請地は, 市街化調整区域, 土地改良区域内の農用地区域の農地となります。申請人は, 営農型太陽光発電施設として, 375ワットパネルを305枚設置し, 下部農地で水稻を栽培する計画で経済産業省の事業計画認定等の協議も了しております。

以上, 議案第1号受理番号9番及び議案第2号受理番号9番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

引き続きまして, 調査委員の調査報告を篠崎惣壽委員よりお願いをいたします。

○14番（篠崎惣壽君） 14番篠崎です。議案第1号受理番号9番及び議案第2号受理番号9番について報告いたします。去る6日, 木村推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は, 下部農地で営農をしながら太陽光発電施設用地として利用するものであり, 周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが, 問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで, 調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは, 質疑なしと認めます。これで質疑を終了をいたします。

これより議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定, 移転の許可について」の受理番号9番と, 議案第2号「農地法第5条の規定による権利の設定, 移転の許可について」の受理番号9番を一括採決いたします。

本案は, 申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって, 本案は申請のとおり許可することに決定をいたしました。

日程8 議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（根本 脩君） 続きまして, 議案第3号「現況証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いをいたします。

田中係長。

○農業委員会事務局係長（田中孝男君） 15ページをお願いします。

議案第3号「現況証明願に対する証明書の交付」について

登記地目変更のための非農地証明書の交付14件でございます。

受理番号1番 柴崎字上吉山 田1筆, 575㎡

受理番号2番 柴崎字上吉山 田1筆, 1,460㎡

受理番号3番 柴崎字上吉山 田1筆, 523㎡

受理番号4番 柴崎字上吉山 田2筆, 1,221㎡

受理番号5番 柴崎字上吉山 田1筆, 664㎡

受理番号6番 柴崎字上吉山 田2筆, 1,557㎡

受理番号7番 柴崎字上吉山 田2筆, 527㎡

受理番号8番 柏木字六反田 外2地区, 畑3筆, 4,507㎡

についてですが, 耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

受理番号9番 江戸崎字居下 田1筆, 92㎡

受理番号10番 江戸崎字居下 田1筆, 231㎡

についてですが, 平成11年以前より宅地として利用されており, 撮影年月日, 平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

受理番号11番 沼田字息栖久保 畑2筆, 1,022㎡

受理番号12番 沼田字向谷津 田3筆, 畑2筆, 1,802㎡

受理番号13番 沼田字天神台 畑1筆, 950㎡

受理番号14番 浮島字柳町 外1地区, 畑2筆, 568㎡

についてですが, 耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

以上で議案第3号の説明を終わります。

○議長(根本 脩君) ただいま事務局の説明が終わりました。

引き続きまして調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番から7番について, 遠藤委員より報告をお願いいたします。

○4番(遠藤一行君) 4番遠藤です。受理番号1番から7番について, 去る6日, 川島委員と推進委員の海老原委員と事務局で, 申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果, 現地は荒廃しており, 周囲の状況から見ても耕作することは困難であり, 今後も耕作の見通しがいいことから, 非農地と判断します。よろしく御審議お願いします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

続きまして, 受理番号8番について, 野口委員より報告をお願いいたします。

○12番(野口克行君) 12番野口です。受理番号8番について, 去る6日, 黒田委員と推進委員の渡辺委員と事務局で, 申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果, 現地は荒廃しており, 周囲の状況から見ても耕作することは困難であり, 今後も耕作の見込みがないことから, 非農地と判断します。よろしく御審議お願いします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

続きまして, 受理番号9番から13番について, 村山委員より報告をお願いいたします。

○5番(村山文雄君) 5番村山です。受理番号9番から13番について, 去る6日, 横田委員と推進

委員の根本委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、受理番号9番10番については、20年以上前から宅地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。

次に、受理番号11番から13番については、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしく御審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号14番について、黒田委員より報告をお願いをいたします。

○10番（黒田和夫君） 10番黒田です。受理番号14番について、去る6日、野口委員と推進委員の山田委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしく御審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

以上で、調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終了をいたします。

これより議案第3号「現況証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。

本案は申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定をいたしました。

日程9 議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第4号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いをいたします。

谷部局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（谷部義也君）

17ページをお願いします。

議案第4号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」でございます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定でございます。

新規設定が、6件、10筆、41,806㎡、再設定が、4件、12筆、26,989㎡の利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございますが、受理番号5番及び6番につきまして、登記地目が畑または宅地の土地がありますが、いずれも現況は田でございます。

新規設定、再設定いずれも、「農用地のすべての効率利用」、「農作業常時従事」等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終了をいたします。

これより議案第4号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

日程10 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第5号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いをいたします。

谷部事務局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（谷部義也君） 19ページをお願いします。

議案第5号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、農地中間管理事業を実施する、茨城県農林振興公社が、中間管理権を取得するものでございます。今回は、9件、58筆、116,832㎡についての利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございますが、受理番号1番の小作料につきましては、集積計画において、1筆で120キロと定められておりますので、10アールあたりに換算した数量を記載しております。また、受理番号8番につきましては、登記地目が畑の土地がありますが、現況は田でございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終了をいたします。

これより議案第5号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

日程 1 1 議案第 6 号 稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第 6 号「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

谷部局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（谷部義也君） 22 ページをお願いします。

議案第 6 号「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」でございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項に基づき作成される稲敷市農用地利用配分計画の案に対し、同条第 3 項の規定により、農業委員会が回答する意見について、ご審議をお願いするものでございます。今回は、新規配分が 10 件、58 筆、116,832㎡、再配分が 6 件、12 筆、18,335㎡の配分計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございますが、新規配分につきまして、1 件の集積を複数の方に配分しているため、議案第 5 号の集積計画の件数と相違しております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終了いたしました。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第 6 号「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

日程 1 2 議案第 7 号 稲敷市農業委員会委員の辞任について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第 7 号「稲敷市農業委員会委員の辞任について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君）

議案第7号「稲敷市農業委員会委員の辞任について」説明させていただきます。

去る令和3年12月14日に、15番関口邦子委員から、健康上の理由により稲敷市農業委員会委員の退職願が会長あてに提出されました。農業委員会等に関する法律第13条第1項に、「農業委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる」と規定されております。この規定に基づきまして、本総会の議決をもって農業委員会の同意とするために、提案をするものでございます。

なお、関口委員はかねてから病気療養中であり、今回、健康上の理由ということでもありますので、正当な事由があると判断して差し支えないと思われまます。

また、議決後の手続きや欠員補充のことにつきましては、議決後に説明させていただきます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終了いたしました。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第7号「稲敷市農業委員会委員の辞任について」を採決いたします。

本案は、辞任に同意することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は同意することに決定をいたしました。

引き続き、今後の予定等について、事務局から説明をお願いします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君）

今後の手続きでございますが、市長の同意を得ることが必要ですので、本総会の議事録を添えて、市長あての退職願を提出し、市長の決裁日をもって辞任となります。

欠員の補充についてですが、稲敷市農業委員会委員の選任に関する規則第10条第1項に、「農業委員の欠員が生じた場合は、速やかに農業委員の補充に努める」との規定があり、第2項には「欠員が定数の3分の1を超えた場合は、速やかに農業委員の補充をしなければならない」との規定があります。

また、農林水産省の見解といたしまして、「農業委員が1名欠員するごとに農業委員を補充する必要はないが、農業委員会の所掌事務を適切に処理できなくなった場合には、速やかに農業委員を任命することが適当である」とされております。

以上のことを踏まえまして、本総会前に運営委員会において御協議をいただいたところでございます。

新たに選任するとなりますと市内全域からの募集となり、必ずしも関口委員の補充にはならないということもあり、当面、1名欠員のまま運営し、関口委員の担当地区は東地区の委員さん方が担当地区を広げて対応するという御承認をいただいたところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○議長（根本 脩君） ただ今の説明について質疑ございますか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

それでは、ただいま皆さんに御承認をいただきましたけれども、特に東地区の委員の皆様には、御負担をおかけすることになるかもしれませんが、どうぞよろしく願いいたします。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 議長、よろしいですか。

○議長（根本 脩君） はい、根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 関口委員は、現在、広報委員長の職にありますので、広報委員長が欠員になるということになります。稲敷市農業委員会運営に関する規程の中で、広報委員長は会長の指名により選任すると定められております。後任については、会長の指名でお願いしたいと考えておりますので、会長よろしく願いいたします。

○議長（根本 脩君） それでは、広報委員長の指名でありますけれども、先ほどの運営委員会におきまして、広報委員の方が4名おられるということで、その中から委員長をお願いしたらどうかとの、御意見を頂戴いたしました。

そこで、私の方から広報委員長に山口幸一委員を委員長として、みなさんにお諮りさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○2番（山口幸一君） 会長の御指名をいただきましたので、謹んでお受けいたします。微力ながら精一杯務めさせていただきますので、御協力のほどよろしく願いいたします。

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

皆さんにお諮りをいたします。

本定例会中の議案等に関わる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして令和4年1月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後2時52分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

5番委員 村 山 文 雄

6番委員 木 内 昌 秀